

令和 8 年

監督処分庁： 静岡県

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社コバテクノロジー	代表者氏名	小林 剛
主たる営業所の所在地	浜松市中央区上西町1348番地3		
許可番号	なし	許可を受けている建設業の種類	なし

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和8年7月16日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第28条第2項第2号		
処分の内容	建設業法第28条第2項の規定に基づく指示 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。 2 上記1(1)及び(2)について講じた措置(上記1に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。)を令和8年7月31日(金)までに文書により報告すること。		
処分の原因となった事実	建設業法違反(無許可営業) (株)コバテクノロジーは、静岡県内の複数の民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて、請負契約を締結していた。 このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当するものと認められる。		
その他参考となる事項			